

第 443 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 21 日（月） 午前 10 時 59 分～午前 11 時 43 分  
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1-1、1-2  
3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 おはようございます。定刻より前ですが、全員揃いましたので、た  
いまより第 443 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

賃金課長 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております  
資料は、議事次第、座席表、資料（その 1）、資料（その 2）と記載し  
た資料集の 4 点です。不足等ございましたら事務局にお申し付けくださ  
い。

都留会長 続きまして、委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。

賃金課長 本日は公益代表の権丈委員が御欠席でございますが、現時点で 委員定  
数 18 名のうち 17 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条  
第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の  
1 以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入ります。

まず、議事（1）東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出に  
ついて、事務局から申出状況と処理手続きについて説明をお願いします。

賃金課長 それでは、御説明いたします。資料（その 1）と題する資料集の資料  
1 を御覧ください。

内容は 3 ページになりますが、東京都最低賃金の改正決定につきまして  
は、令和 6 年 8 月 5 日に当審議会より答申をいただきましたので、最  
低賃金法第 11 条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

この公示が行われた場合、当該最低賃金に係る労働者又は使用者は、  
公示があった日から 15 日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることが  
できるとされております。

8 月 20 日火曜日が異議申出期間満了日でございます。その結果、期  
日までに 168 件の異議申出書が提出されました。

このうち、令和6年8月19日17時15分までに提出された異議申出書については、資料（その1）と題する資料集の資料2に提出者一覧を、資料3に異議申出書の写しをお付けしております。令和6年8月19日17時15分以降に提出された異議申出書については、資料（その2）と題する資料集の資料1に提出者一覧を、資料2に異議申出書の写しをお付けしております。

異議申出書の要旨につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

異議申出書が提出された場合には、最低賃金法第11条第3項により、東京労働局長は東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされていることから、本日諮問させていただくことにしております。

都留会長

ありがとうございます。本日、東京労働局長より、異議申出があったことについて諮問をされる御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けすることといたします。

それでは、局長、よろしく申し上げます。

（諮問文手交）

賃金課長

それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

（諮問文配付）

都留会長

それでは、事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金課長

東労発基0821第3号

令和6年8月21日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康殿

東京労働局長 富田望

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）  
標記について、別紙のとおり東京土建一般労働組合北支部ほか168件の最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会

の意見を求めます。

別紙については省略させていただきます。

都留会長

東京労働局長より諮問がありましたので、ただいまよりこの異議申出について審議に入りたいと思います。

まず、事務局から異議申出書について説明をお願いします。

賃金指導官

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書について、その要旨を御説明します。

お手元の第443回東京地方最低賃金審議会資料（その1）と題する資料集を御覧ください。合計168件の異議申出がございました。

異議申出の期日は、法律上、昨日、8月20日でございました。そのため、提出時期により、8月19日17時15分までに提出いただいた異議申出書を資料（その1）、8月19日17時15分以降に提出いただいた異議申出書を資料（その2）に分けてお付けしています。

5ページから資料2として異議申出書一覧がありますので、御覧ください。提出者団体及び件数について、受付日順かつ五十音順で説明します。読み方に誤りがございましたら、何卒御容赦いただきたく、あらかじめお願いいたします。また、敬称略とさせていただきます。

東京土建一般労働組合各支部等から46件

建交労支部等から11件

コミュニティーユニオン東京各支部等から3件

慶応義塾労働組合から1件

厚生荘病院労働組合から1件

国家公務員共済組合連合会病院労働組合から1件

JMITU各支部等から2件

全国厚生連労働組合連合会から1件

東京春闘共闘会議から1件

東京地方医療労働組合連合会から1件

東京地方労働組合評議会から3件

東京民医連労働組合各支部等から2件

日本医療労働組合連合会から1件

日本生協連労働組合から 1 件  
八王子地域労組きずなから 1 件  
金融労連関東地協から 1 件  
順天堂大学教職員組合から 1 件  
全国労災病院労働組合各部等から 4 件  
東京工業大学職員組合から 1 件  
目黒地区労働組合協議会から 1 件  
郵政産業労働者ユニオンから 1 件  
渋谷区労働組合総連合から 1 件  
全日本建設交運一般労働組合から 1 件  
全日本年金組合から 1 件  
文京区労働組合総連合から 1 件

そして、個人の方から59件、申出いただいておりますので、提出者団体名及び個人名につきましてはこの場でお目通し願います。

一覧に記載した異議申出書につきましては、11ページからの資料3を御覧下さい。

こちらには令和6年8月19日17時15分までに提出された異議申出書148件の写しを受付日順かつ五十音順でお付けしています。

また、令和6年8月19日17時15分以降に提出された異議申出書については、同資料（その2）と題する資料集を御覧ください。

1ページから資料1として、異議申出書一覧がありますので御覧ください。提出者団体及び件数について、受付日順かつ五十音順で説明します。

コミュニティユニオン東京から 1 件  
生協労連コープネットグループ労働組合から 1 件  
全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会から 1 件  
全労連・全国一般労働組合から 1 件  
東京都教職員組合から 1 件  
東京土建一般労働組合から 1 件  
東京都立東大和療育センター労働組合から 1 件

東京民医連労働組合から 1 件

豊島区労働組合協議会から 1 件

中野区労働組合総連合から 1 件

ボトムアップ中野から 1 件

めぐろユニオンから 1 件

郵政産業労働者ユニオン各支部等から 3 件

そして個人の方から 5 件、申出いただいておりますので、提出者団体名及び個人名につきましてはこの場でお目通し願います。

一覧に記載した異議申出書につきましては、5 ページからの資料 2 を御覧下さい。こちらには一覧に記載した異議申出書 20 件の写しを同様に お付けしています。

合計 168 件の異議申出がございました。

続きまして、いただいた異議申出の要旨を御紹介します。

168 件もの異議申出をいただきましたが、同種の内容もございましたので、事務局で取りまとめた形にさせていただきました。時間の都合上、すべての異議申出を御紹介できないことを御容赦いただきたくお願いいたします。

まず、最も多くいただいた異議の内容について御説明いたします。

- ・ 実質賃金が 26 か月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは、時給 1,500 円以上は必要だと切実な声が多数寄せられています。
- ・ 生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し、熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに、再度審議を行い、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引上げることを強く求めます。

物価高騰については、

- ・ 物価高騰は、とりわけ食料品、生活必需品、エネルギーなど、低賃金労働者の支出割合で多くを占める消費者負担に重くのしかかっています。仮に時給 50 円の引上げだと、1 日 8 時間・月 20 日

就労で、ようやく月8,000円の賃上げでしかなく、生活難の解消には程遠いものです。ぎりぎりの生活をこれ以上切詰めることは、すでに限界に達しています。長時間残業やダブルワークをこなさなければなりません。生活破滅は健康破滅につながるものです。

- ・ 東京、とりわけ三多摩で働く労働者、三多摩で生活する都民は、多摩格差もあり、この物価高の中で苦しい生活を強いられています。
- ・ 物価高騰に見合った賃金がなく、どこまで上がるのかわからないこの状況で、買い控えが進んでいます。このままでは経済が破綻すると思います。格差は広がるばかりです。
- ・ 6月の実質賃金が前年同月比で27か月ぶりにプラスに転じましたが、残業代やボーナス等を除いた基調的な給料である所定内賃金は、前年同月比プラス2.3%と、消費者物価の同プラス3.3%をなお大きく下回っている。
- ・ 6月のプラスも、パートやアルバイトなどで働く非正規労働者には、恩恵の少ない一時金の支給や増額によるもので、生活実感とはほど遠いものです。
- ・ そもそも東京は全国平均より5%物価が高いなど、東京の生計費、物価上昇率等は全国一で、実質賃金は大きく低下しています。

などの意見もございました。

このほか、

- ・ 物価上昇率と最低賃金引上げ額の率にどんな意味がありますか。  
毎月10万円の収入しか得ていない人にとっての引き上げ率4.49%は、たったの4,900円にしかありません。

との御意見もありました。

ほかの国との比較を理由とする異議も多く、

- ・ 諸外国と比しても低水準です。2024年1月上旬の対円為替レートで円に換算すると、イギリスは約1,919円、ドイツは1,965円、韓国では最低賃金を今年から1.7%増の約1,160円に引上げ。週ごとの最低賃金を定めているアメリカ・ニューヨーク州では6.7%増の

2,312円にする等、最低賃金大幅引上げは世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

- ・ 先進国の中で日本だけが賃金が伸びない国になっています。この結果、1年間の平均賃金は、アメリカ817万円、ドイツ622万円、イギリス570万円、OECD平均で564万円と比較して、日本は438万円と大きく差が開いています。
- ・ 総務省で調査した2023年の労働力調査では、就労人口は5,730万人です。そのうち、年収200万円未満の就労者は1,723万人、全就労人口の30.1%です。年収300万円未満の就労者は2,647万人、全就労人口の46.2%です。すなわち、働いている人の2人に1人が年収300万円未満という異常な低賃金の状態に置かれていると言えます。

などです。

中小企業・小規模事業者の支援を記載した異議もごさいます。

- ・ 大企業の内部留保は国家予算の1年分をはるかに上回り、相当な引上げにも十分応えられるものとなっています。一方、引上げに反対する口実となっている中小企業には支援が必要です。現在の支援は生産性向上のためのもので、使い勝手が悪く、実質、使えない法律となっています。それよりも、社会保険料の事業主負担分の軽減等の中小企業へのダイレクト支援が求められています。
- ・ 企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引上げを反対する議論が見受けられます。しかし、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引上げを国に求めています。

などです。

労働組合の独自調査等から、引上げ額の不足を主張する異議もごさいます。

- ・ 東京春闘共闘会議の2019年9月の最低生計費調査では、東京で単身の若者が生活するには1,600円を超えて1,700円に達する（月150時間労働）ことを明らかにした。全国の最低生計費調査でも1,500円は必要という結果が出ている。

などです。

最低賃金の大幅引上げは高い経済効果をもたらすとする異議も複数ございました。

- ・ 時給1,500円未満の非正規労働者の最低賃金を1,500円に上げた場合に必要な原資推定16.1兆円に対し、①消費需要12.3兆円拡大、②国内生産17.9兆円増加、③粗付加価値額（GDP額にほぼ等しい）10.5兆円増加、④新規雇用106.6万人増加、⑤税収の2.04兆円増加（国、地方合計）との試算が出されています。最低賃金の大幅な引上げは、ゆくゆくは企業に利潤をもたらし、賃金の支払能力向上につながる有益なものです。

などです。

引上げ金額についても、時給1,500円以上とするもののほか

- ・ 30年までに毎年270円上げて3,000円に
- ・ 2,000から3,000円に引上げを

などもございました。

審議会についての異議もございました。

- ・ 2024年10月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の意見を直接聞く機会を持った上で審議を行い、少なくともこの1年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう、全面公開での徹底審議をすること。
- ・ 東京の最低賃金審議の実質的な審議の場である東京地方最低賃金審議会 専門部会は、今年度より傍聴も認め議事公開するとされ、2024年7月30日午後4時からの開催は公示され、傍聴希望が募られました。しかし、それ以降の開催は公示もされず、傍聴も受け付けられていません。これは公開に値しない密室審議であり、公開による審議のやり直しを求めます。

などです。

このほか、

- ・ 私たちトラック運輸産業で働く運転手、作業員、事務職員の賃金は最低賃金ぎりぎり働いています。プラス50円だけではなく、

更なる上積みの再検討をお願いします。

- 最低賃金は今すぐ全国一律最低賃金1,500円以上にすることを求めます。
- 現在の低賃金の状況が続くことは、日々の生活水準の悪化につながることはもちろん、国民年金の未納問題につながるとともに、結果的に、将来の無年金世帯を増加することとなり、国のセイフティネットと呼ばれている生活保護世帯の増加につながっていきます。
- 世田谷区では、公契約条例における令和6年度の労働報酬下限額は時給1,333円であるが、答申された1,163円とは大きな開きがあり、この最低賃金では区民はもとより、東京都民は到底まともな生活を営むことはできない。
- 東京都は他の地域に比べて家賃が非常に高く、特に中心部では家賃負担が大きくなります。また、食品や交通費等の日常生活に必要な費用も高騰しており、最低賃金ではこれらの基本的な生活費を賄うのが難しい状況です。
- 昔に比べて労働時間だけ大幅に減らされての収入で、暮らしていくには厳しすぎます。
- 1,163円が適当であるとする審議会の答申は、使用者の支払能力に偏重する中賃の答申におもねるものであり、賃金が上がらないという問題の本質的な解決に背を向けるものである。生計費原則に則った方針を求めます。
- 今、全国の地方審議会でも改定額が審議、決定されていますが、約半数の地域で中央最賃の目安額に上乗せがされています。大きいところでは50円の目安額に5円を上乗せした県等、働く人たちの声に寄り添う姿勢も見られる中、目安どおりで済ませる東京の姿勢に大きな失望を感じざるを得ません。現場の多くの非正規で働く方たちの声を直接聞いてください。
- 東京の春闘結果は全国より高水準で、そもそもパート時給等の賃金水準も全国より高い。支払能力に問題ない公共部門の賃金引上

げに、最賃引上げが必要です。一人親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。

- ・ 女性労働者の約7割は非正雇用で働き、その半数が年収200万円以下と、多くの女性が最賃近傍で働いています。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えていません。最低賃金の引上げは、女性の賃金の底上げとなります。
- ・ 建設産業においては、最低賃金水準あるいは必要とされる最低生計費水準（2019年に労働組合が行った最低生計費調査結果）未達の建設従事者がいます。最低賃金を大幅に引上げて、まずは、まともな暮らしを保証してください。そのことは、東京の男子労働者よりも年収で145万円低い建設従事者の賃金を引上げることにもつながります。
- ・ 東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、できないではなく、どうしたらできるかという建設的な議論を行い、首都東京から最低賃金大幅引上げに足を踏み出してください。

などがございました。

以上が、令和6年度の東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書、合計168件の要旨でございます。

私からの説明は以上になります。

都留会長

ありがとうございました。それでは、これらの168件の異議申出について、一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

よろしいでしょうか。

御異議がないとのことですので、異議申出については一括して審議することになります。

初めに、労側委員の御意見をお願いいたします。

大島委員

はい、ありがとうございます。たくさん意見をいただきました。十分理解はいたします、というところと、やっぱり金額に関しましては、まだまだ足りないよねというところは我々も同じ思いではあります。審議会が始まる最初に、同様の御意見をたくさんいただきながら、それらの皆さんの意見を十分に加味した上で審議会、また、専門部会に臨んで、公労使で十分議論を重ねた結果が答申ですので、我々としては答申内容を支持していきたいと思っております。

ただ、やはりたくさん意見があるということで、皆さんのこういった意見を無駄にせず、次年度に活かしていけたらなと思っております。以上です。

都留会長

ありがとうございました。労側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

続きまして、使側委員の御意見をお願いします。

神委員

はい、ありがとうございます。東京の地域別最低賃金を50円引上げて1,163円とすることが適当であるとする今回の8月5日付けでの答申につきましては、各委員がそれぞれの立場から真摯に議論をした結果得られたものであるというふうに認識をしております。

ただいま事務局から大変多くの異議申出について御説明をいただいたところではございますけれども、様々な御意見があることは受け止めた上で、これまでの議論を尊重して、改めて審議を行う必要はないものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。使側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

ただいま各側からの御意見をいただきましたが、8月5日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見も踏まえて、慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても、これまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

そこで、令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

よろしいですか。

御異議なしとのことですので、令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で答申することといたします。

答申につきましては、これから答申文案を作成いたします。

3分間休憩とします。

(休憩)

都留会長

それでは、再開します。

事務局から答申文案を配付の上、読み上げてください。

(答申文案配付)

賃金課長

それでは、答申文案を読み上げます。

案

令和6年8月21日

東京労働局長 富田望 殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)  
令和6年8月21日貴職から、同年8月5日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する168件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

都留会長

ありがとうございます。この答申文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。  
事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)

賃金課長

それでは、局長より御挨拶を申し上げます。

労働局長

ただ今、会長から、東京都最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、答申をいただき、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様には、7月1日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で慎重かつ熱心な御審議をいただきましたことにつきまして、改めて御礼申し上げます。

官報の公示につきましては、速やかに作業を行い、効力の発生に向けて手続きを順次進めてまいりたいと思っております。

今後は、引き続き、最低賃金の周知及び履行確保につきまして、鋭意努めてまいる所存でございます。

また、答申にもございました、生産性向上のための助成金等の各種施策による支援の強化等の周知の徹底、中小企業事業者が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁に向けた取組につきましては、関係方面に対する要望を行うとともに、今後一層の施策の実施に取り組んでまいります。

委員の皆様には、引き続き、最低賃金制度の運用につきまして御協力を賜りますよう、重ねて御礼を申し上げ、お願い申し上げます。

都留会長

それでは、東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

御説明いたします。答申をいただきました東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続きを行います。官報公示予定は、令和6年8月30日金曜日となります。発効日は、指定日発効として、令和6年10月1日といたします。

都留会長

ありがとうございました。それでは、本日、東京都最低賃金の改正にかかる当審議会の意見に対する異議申出の内容について御審議いただき、東京労働局長に答申したことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。

よって、最低賃金審議会令第6条第7項により、同専門部会を廃止することを議決したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

よろしいですか。

御異議なしとのことですので、本日をもって東京都最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会委員の方々はお疲れ様でした。

では、議事(2)その他に移ります。ほかに何かございますか。

特になければ審議終了といたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は土屋委員、使側委員は小林委員に確認をお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。